

札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市老人休養ホーム条例（昭和 48 年条例第 51 号。以下「条例」という。）12 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 9 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「乙」という。）が締結した札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの期間に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間における、キャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 10,335,000 円」を令和 4 年度分の支払金額に追加し、支払う。

第 2 条 第 1 条の他、協定により乙が管理する施設において、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日における新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少及び経費の増加に相当するものとして、甲は乙に対し「金 15,761,000 円」を令和 4 年度分の支払金額に追加し、支払う。

第 3 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 2,046,000 円」を令和 4 年度分の支払金額に追加し、支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区大通西 1 9 丁目 1 番地
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
代表者 会長 福迫 尚一

